

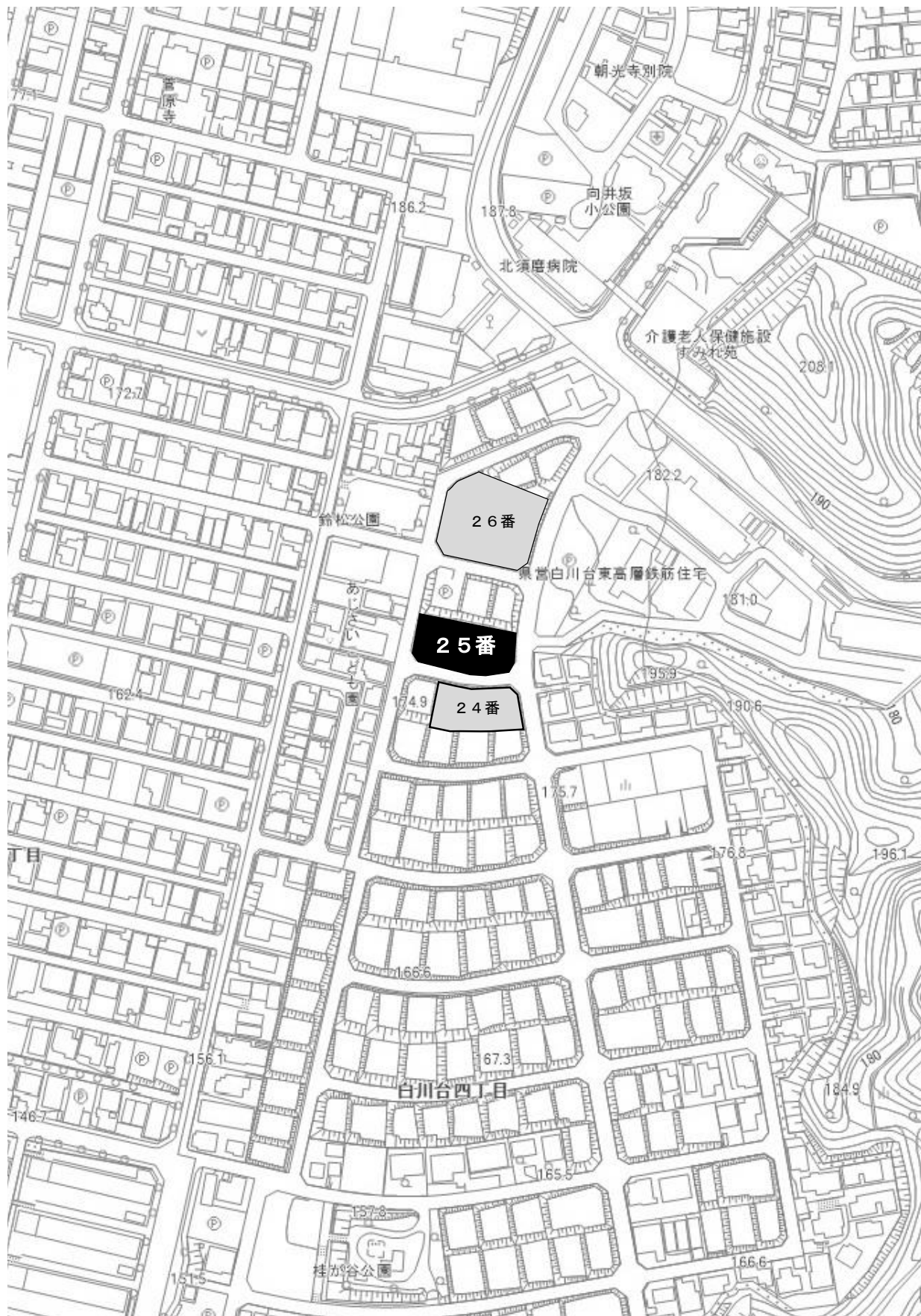
7号地 物件概要書

※ 物件概要書は、貸付概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者ご自身で現地の状況や土地の利用制限及び諸規制等について調査確認を行ってください。

| 土地の概要 | |
|----------|---|
| 所在地 | 神戸市須磨区白川台4丁目25番のうち |
| 地目 | 宅地 |
| 現況 | 平面駐車場 |
| 貸付面積 | 987.59㎡(実測) |
| 契約の概要 | |
| 貸付形態 | 土地賃貸借契約【民法(明治29年法律第89号)第601条に基づく】 |
| 貸付期間 | 令和3年12月1日から令和8年3月31日 |
| 用途 | 平面駐車場(建物所有目的には使用できません。) |
| 最低月額貸付価格 | ¥193,900- (この金額未満の入札は無効となります。) |
| 入札保証金 | ¥581,700- (落札後は、保証金に充当します。) |
| 特記事項 | <ul style="list-style-type: none">・駐車できる車両は、道路交通法第3条に規定する普通自動車に限ります。・貸付対象地は、本年11月末まで駐車場として一時使用賃貸借しており、工作物(アスファルト舗装、車止め等)がありますが、現状での貸付けとなります。・契約満了日までに、地上の工作物については現借地人が撤去し、ネットフェンス開口部、アスファルト舗装及び車止めは現状で貸付を行います。・貸付対象地は前面道路と高低差があり貸付区域に法面を含みますが、法面の造成工事、法面の被覆工事(防草を目的とするものを含む)を行うことはできません。また、舗装工事、掘削を伴う工事等を行う場合は、下記の物件担当課と事前に協議してください。・貸付期間中の法面の管理(草刈り、清掃を含む)及びアスファルト舗装・ネットフェンス等の管理・補修は、すべて落札者の費用と負担で行ってください。・新たに設置する工作物については、落札者の費用と負担で契約終了時まで全て撤去していただき、原則として貸付対象地の開口部分にネットフェンスを設置していただきます。・貸付対象地を駐車場として利用するにあたり、必要な手続き等については、関係行政機関、関係事業者にご確認ください。・貸付価格は消費税10%を含んで計算しています。経済事情により消費税が変動する際は、貸付価格にも反映させます。 |

7号地 位置図

神戸市須磨区白川台4丁目25番のうち



7号地 画地図

神戸市須磨区白川台4丁目25番のうち

